

大學婦人場合報

総会は四月七日にお茶の水女子大学に於て開かれます。
どうぞ皆様一人残らず御出席下さいませ。

水爆実験中止のアピール

此度の英國政府が企てていますクリスマス島周辺の水爆実験は、人類の福祉を無視し、世界平和と暗黒を投げる邪魔のものにてどうしても止めて欲しいものであります。ビキニ以上の恐るべく害毒から太平洋周辺を救はねばなりません。原子爆弾の洗礼をうけた長崎広島支部の会員はより、全会員の心頭に燃える熱意をこめて、イギリス政府に中止を懇請したアピールを出した。平和を希ぶ人類の良識への反省の一助となる事を祈るものであります。

APPEAL TO THE BRITISH GOVERNMENT FOR SUSPENSION OF THE H-BOMB TESTS AT CHRISTMAS ISLAND

THE JAPANESE ASSOCIATION OF UNIVERSITY WOMEN

It is a matter for congratulation that the peoples of the world are endeavouring to establish Peace in the world. We should not, however, be blind to the fact that we are facing today the gravest crisis in human history.

We Japanese are deeply concerned with the anticipated H-bomb tests at Christmas Island to be conducted by the British Government. We know through experience the horror and misery brought upon human life as after-effects of the atomic bombing by the American bombers during the last war. Furthermore, the Japanese victims of the H-bomb tests at Bikini Island are still suffering from the injury received three years ago.

We must realize that the development of science by mankind has been utilized for the purpose of destruction. We, the women of Japan, who know the effects of H-bomb tests wish to appeal to the British Government to call off the scheduled tests not only for the sake of Japan and the Japanese alone but also for the welfare of all mankind.

The Peace Appeal Committee consisting of seven most prominent Japanese men and women have already requested the British Government to cancel the H-bomb tests. The Society to Protect Peace is collecting signatures all over the world in favor of the banning of such tests.

The Japanese Association of University Women, which is an organization made up of women with the highest education, wishes to point out the fact that the projected H-bomb tests are tantamount to turning our back to the cultural development of human history.

This appeal is sent with the ardent request from members of the Hiroshima and Nagasaki Branches of our Association who have directly experienced the horrors of atomic explosions.

東京都渋谷区千駄谷一ノ五六二
津田英語会講内
発行日 昭和32年3月25日

編輯 大学婦人協会
発行人 杉森美代子
第二七号

とき 四月七日(日)午前十時～三時
ところ お茶の水女子大学
(都電大塚駅又は地下鉄茗荷谷下車)
会費 百五十円

南極の氷の上を固睡をのんで見守つたり、またクリスマス島附近に起るうとしている不幸なことに頭をなやましておりましたうちにいつしか春が足許にしのんでまいりました。そして支部の皆様と一年に一度満開の花の頃一堂に集りまして御相談をする總会が近づいてまいりました。うれしく心のはづむ思いがいたします。大学婦人協会がその特徴を活かして育つてゆくために、いろいろの御考えをうかがい度く存じます。また地方地方の御事情をうかがいますことを期待してあります。

總会の一連のプログラムとして少し目先の変つた催しをいたす予定でございます。打ちとけて語り合う有意義な楽しい總会をもぐく会員の皆様御時をお作り下さいましてこそぞつて御出席下さいます様に御願い致します。まだお申込みのない支部がありますがどうぞ御参加下さい様にお願い申します。

總会の一連のプログラムとして少し目先の変つた催しをいたす予定でございます。打ちとけて語り合う有意義な楽しい總会をもぐく会員の皆様御時をお作り下さいましてこそぞつて御出席下さいます様に御願い致します。まだお申込みのない支部がありますがどうぞ御参加下さい様にお願い申します。

第十一回定期總会のおしらせ

- 一、会長挨拶
- 二、本部役員並に各委員長報告
- 三、議事

会次オ

今度文化服装学院が学生さん達の実習のために旧万平ホテルを購入されました。財務委員長加藤藤原が御親睦の一夕を御一緒に過度いと存じます。会員はどなた様でも御参加下さいませ。

親睦の一夕を御一緒に過度いと存じます。会員はどなた様でも御参加下さいませ。

この度織維学会、高分子学会、人綿学会等多くの団体の招聘により、ノーベル賞受賞者、ヘルマン・シュタウディンガー博士が御夫人と共に、四月一日に来朝され、約廿六日間日本に滞在されます。またママグダ・シュタウディンガー夫人は、理学士博物学の博士でドイツフライブルク支部の役員であられる為に当協会は、唯一の婦人団体として、歓迎委員会に加わる事となりました。JA.U.W.が婦人団体として、歓迎委員会に加わる事となりました。JA.U.W.が

ドイツ一流の婦人学者を迎えるのは初めての事故、一般公開の講演会を開き度く同夫人に交渉しましたところ、上記の御講演の快諾を得ました。講演会に統じてドイツインテリ層の婦人を招いて日独婦人を中心と親善の茶会をいたしました。

夫人と共に、四月一日に来朝され、約廿六日間日本に滞在されます。またママグダ・シュタウディンガー夫人は、理学士博物学の博士で

ドイツフライブルク支部の役員であられる為に当協会は、唯一の婦人団体として、歓迎委員会に加わる事となりました。JA.U.W.が

ドイツ一流の婦人学者を迎えるのは初めての事故、一般公開の講演会を開き度く同夫人に交渉しましたところ、上記の御講演の快諾を得ました。講演会に統じてドイツインテリ層の婦人を招いて日独婦人を中心と親善の茶会をいたしました。

米国への留学生決定

一九五七・五八年度米国国際奨学金によるアメリカ留学者として左の二名の方々が決定いたしました。

田中茅子氏



井上和子氏



について東京工業大学にて卒業実験、金属及び合金の内部摩擦についてお茶の水女子大学にて実験。

一、女子大学教育推進並びに研究助成のため奨学金に関する事業、女子教育をたかめ、婦人の地位と生活の向上に資する研究会及び講演会の開催、会報、図書の刊行、その他の目的を達成するために必要な事業

第一回ダンスパーティの御禮

専門分野及び留学目的——金属物理の研究。
学歴——東京女高師理科卒、東京工業大学応用物理科卒工学士。現在お茶の水女子大学理学部助手。

専門分野及び留学目的——高校英語教授法。高校英語教授法の論文を以て大

オ二回ダンスの夕を三月十五日幸にお天気もよく、あらわる方面の方々の御参加をいたきました

オ二回ダンスの夕を三月十五日幸にお天気もよく、あらわる方面の方々の御参加をいたきました

オ二回ダンスの夕を三月十五日幸にお天気もよく、あらわる方面の方々の御参加をいたきました

オ二回ダンスの夕を三月十五日幸にお天気もよく、あらわる方面の方々の御参加をいたきました

オ二回ダンスの夕を三月十五日幸にお天気もよく、あらわる方面の方々の御参加をいたきました

オ二回ダンスの夕を三月十五日幸にお天気もよく、あらわる方面の方々の御参加をいたきました

オ二回ダンスの夕を三月十五日幸にお天気もよく、あらわる方面の方々の御参加をいたきました

社團法人大学婦人協会定款案

第一章 総則

第一条 この法人は、社團法人大学婦人協会と稱する。

第二条 この法人は、事務所を、東京都渋谷区千駄ヶ谷一ノ五

第三条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をお

第四条 この法人は、人種、宗教、政治的意見の差をとわざ女

第五条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第六条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第七条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第八条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第九条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十一条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十二条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十三条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十四条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十五条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十六条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十七条 この法人は、前條の目的を達するために左の事業を行

第十八条 この法人の役員の任期は二年とする。但し連続三期にわたらない限り再選を妨げない。

第十九条 この法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員はこの法人の役員にふさわしくない行為のあつた場合又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども總長が任免する、職員は有給とすることができる。

第二十条 理事会、会員がこれを招集する。理事会の議長は会長がこれにあたる。

第二十一条 理事会の議事は理事三分の二以上出席しなければ開くことができない。但し書面をもつてあらかじめ意思表示した者は、当該議事については出席者とみなす。

第二十二条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二十三条 理事会は毎年四月之を開く。総会は議決権所有者の三分の一以上の出席をもつて成立する。総会に欠席する支部は

第二十四条 理事会は、毎年一回会計年度終了後二ヶ月以内に議長が招集する。

第二十五条 総会及び臨時総会の議長は、会長がこれにあたる。

第二十六条 総会の招集は、少なくとも二週間以前に、その会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十以内に臨時総会を招集しなければならない。

第二十七条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならぬ。

第二十八条 総会の議事は、議決権所有者の過半数をもつて決する。

第二十九条 総会の議事の要項及び議決した事項は、会員に通知すればならない。

第三十条 総会及び理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表二名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第三十一条 この法人の資産は、次の通りとする。

第三十二条 この法人の基本財産のうち、現金は理事会の議決によつて確定な有価証券を講入するか、又は定期預金とし、若しくは確実な信託銀行に信託して会長が保管する。

第三十三条 この法人の基本財産は、消費し又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときには、理事会及び総会の議決を経、且つ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第三十四条 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、

第三十五条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、毎会計年度開始前会長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣に届け出なければならない。

第三十六条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に会員の移動状況書と共に、監事の意見をつけて、理事会及び総会の承認を受け文部大臣に報告しなければならない。

第三十七条 支部代議員は、会費完納会員二十名につき一名とする。

第三十八条 この法人の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第三十九条 この定款を変更するには、理事会及び総会において、各々の出席理事及び出席議決権所有者会員の三分の二以上

第四十条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会の議決を経、且つ文部大臣の許可を受けなければならない。

第四十一条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会の議決を経、且つ文部大臣の許可を受けなければならない。

第四十二条 都市並びに近在に会員二十名以上あるときは支部をおくことができる。

第四十三条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

第四十四条 従来大学婦人協会に属した会員及び権利義務の一切はこの法人で継承する。

第四十五条 この定款は、文部大臣の許可のあつた日から施行する。

第四十六条 この法人設立当初の役員は次の通りである。

(現役員及び委員長、監事)

文責

尾高都茂子

鈴木布美

☆右の定款を行うに当つての細則は別に之を定めます。

☆右のものは、案で、まだよく整理されて居らず、問題の点

もあると思いますので、会員の皆様がよく御研究なされ、御意見を御よせ下さる様願います。